

馬場村の川乃東よ十二の本といふあり山
祢を築一社とそそ其の表押切村の地すの
内よ其老屋敷として百石四方許の畑地あり
又川の中に車漕といふ所あり其老水車と
して農業を志しむとそ屋敷より上手成
田村の東北方に先年災害の凶伐跡あり
極樹あり川欠き後水の用具とて其地乃
内よ此方沼大沼葭沼源沼あり沼源七沼
臂沼ありといふあり此方沼い其老の毒あり
事ありて沼より死しむなり此方沼と云とそ

大実録は沼ありて国司徴税の所ありん事
を記す今廢地の地の利を以てにお合へ
を以て虎筆を施すの勞をすす。

望請遷建最上郡大山卿保寶士野據其險
固避彼危殆者大政大臣右大臣中納言兼
左衛門督源朝臣能有參議左大辨兼行勘
解由長官文章博士橘朝臣廣相於左仗頭
召民部大輔惟良宿祢高尚大膳大夫小野
朝臣春風左京亮藤原朝臣高木等問被遷
国府之利害所言參差同異難定更召伊豫